

柳井市木造住宅耐震診断事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民の安心・安全を確保するため、生活の基盤である木造住宅の耐震診断を市が行うことにより、地震による被害を最小限に抑え、市民の生命及び財産を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1／2未満のものに限る。）を含む。）のうち在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公共団体が所有する以外のもの。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震診断員 次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 建築士法第23条の規定の基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であること。ただし、市長が適当と認める場合には、建築士で市が定める者。

イ 「山口県木造住宅耐震診断員名簿（山口県作成）」に登載されている者。なお、名簿登載者は、「耐震診断員派遣方式の実施に係る講習会」を受講した者のうち、耐震診断員業務の実施を希望する建築士とする。

(業務委託)

第3条 市長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

(建築時期の確認)

第4条 この事業は木造住宅を対象として実施し、次のいずれかにより建築時期の確認を行うものとする。

- (1) 建築確認済書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 固定資産税の課税明細書
- (4) 課税台帳（所有者の同意書がある場合）
- (5) その他妥当と思われる方法

(耐震診断)

第5条 市長は、対象木造住宅の耐震診断を実施するにあたり、耐震診断員を派遣する。

(診断申込者)

第6条 前条の耐震診断を申し込むことができる者は、現に居住している木造住宅を所有する者又は特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者（以下これらを「所有者等」という。）とする。この場合において、所有者等は、木造住宅耐震診断申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(耐震診断員の派遣の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、耐震診断員選定後にその旨を申込者に木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（別記第2号様式）で通知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断員を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して申込者に木造住宅耐震診断員を派遣しない旨の通知書（別記第3号様式）で通知しなければならない。

(業務委託した場合の耐震診断員の派遣)

第8条 市長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに業務受託者に対し耐震診断員の派遣の要請を行うものとする。

2 業務受託者は、前項の規定により派遣の要請を受けたときは、遅滞なく耐震診断員を選定し市長に報告した上で、耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施しなければならない。

3 業務受託者は、前項の規定により耐震診断を実施する際には、派遣する者に診断申込者と派遣日等の調整をさせなければならない。

4 業務受託者は、派遣する者に柳井市木造住宅耐震診断員証（別記第4号様式）を携帯させ、診断申込者等の求めに応じて提示させるものとする。

(業務内容)

第9条 耐震診断員に実施させる業務は、次のとおりとする。

(1) 耐震診断の実施、報告書の作成等

(2) 耐震補強計画提案書の作成等（耐震診断の結果、評点が1.0未満の場合）

(説明義務及び守秘義務)

第10条 耐震診断員は、業務の内容について診断申込者等から説明を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

2 耐震診断員は、業務上知り得た事項を関係者以外に漏らしてはならない。

(耐震診断の取りやめ)

第11条 診断申込者は、事情により耐震診断を取りやめるときは、速やかに柳井市木造住宅耐震診断取りやめ届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(耐震診断員の派遣の取消し)

第12条 市長は、診断申込者が次のいずれかに該当すると認められるときは、耐震診断

員の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為によって耐震診断員の派遣の通知を受けたとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の弁償)

第13条 市長は、前条の規定により耐震診断員の派遣を取り消した場合において、既に診断を実施しているときは、それまでに要した費用の弁償を申込者に対して請求することができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。